

第1回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議

日時 令和8年5月8日（金）午後2時00分

場所 南相馬市役所 東庁舎2階第3会議室

次 第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 挨拶

4. 正副会長選出

5. 会議録署名人の指名

6. 書記の指名

7. 議 事

(1) 報告事項

①ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議の概要について

【資料1・資料2・資料3・資料4】

②ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る

実績値（R8.3.31時点）

【資料5】

③人権に関する標語・ミニのぼり旗デザイン画審査スケジュール【資料6】

④南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

利用可能な行政サービスの追加について

【資料7】

(2) 協議事項

①人権啓発用リーフレット作成について

【資料8】

②人権に関する講演会（概要）について

【資料9】

②その他

次回開催予定：令和8年6月2日（水） 時間未定

南相馬市役所 東庁舎2階 第3会議室

8. その他

9. 閉 会

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議委員名簿

令和8年5月1日現在

NO	所属	委員名	役職等	備考	区分
1	福島大学	まえかわ なおや 前川 直哉	准教授	(再)※南相馬市こども政策アドバイザー	有識者
2	福島県弁護士会相馬支部	のりまつ ひろき 乗松 宏紀	弁護士		
3	南相馬市社会福祉協議会	あおき けいた 青木 圭太	課長	(再)	関係団体
4	外国人活躍支援・国際交流協会	はたやま けいこ 畑山 慶子	社員	(再)	
5	相馬人権擁護委員協議会	いづか ひろし 飯塚 宏	人権擁護委員	(再)	
6	南相馬市小中学校長会	すずき かずのり 鈴木 一憲	校長	(再)	
7	南相馬市区長連絡協議会	区長連絡協議会の委員の決定後推薦となる			
8	原町青年会議所	よしだ かずき 吉田 一貴	専務理事		
9	公募	やまだ かずえい 山田 一栄	-	(再)	公募
10	公募				

【事務局】

		なかもと なおき 中本 直記	市民生活部長		
		さがら たけし 相良 毅	市民課長		
		ばば ちづこ 馬場 千津子	市民課総合相談 担当係長		
		たいらく ひろふみ 大楽 博史	市民課総合相談 担当主査		

第1回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議の内容

(1) 報告事項

- ① ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議の概要について
【資料1・資料2・資料3・資料4】
人権推進会議の設置についての説明と令和8年人権施策推進事業計画について報告するもの。
- ② ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る実績値
(R8.3.31) 【資料5】
庁内関係各課で行っている人権に関する事業について令和7年度の実績値と令和8年度の目標値について報告するもの。
- ③ 人権に関する標語・ミニのぼり旗デザイン画審査スケジュール【資料6】
現在募集中の人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画募集の最終審査までのスケジュールについて報告するもの。
- ④ 南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用可能な行政サービスの追加について 【資料7】
既に導入している南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用可能な行政サービスについて、追加のサービスがあったことから報告するもの。

(2) 協議事項

- ① 人権啓発用リーフレット作成について 【資料8】
令和7年度第5回の人権推進会議で「市民の人権に関する意識向上への取り組みとして、リーフレットの配布について」のご意見をいただいていることから、令和8年度の啓発用リーフレットを作成することといたしたいため、内容についてご協議いただくもの。
- ② 令和8年度人権に関する講演会の概要について(案)
今年度開催の講演会について、ご協議をいただくもの。

〇ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議設置要綱

令和5年7月3日
告示第151号

(趣旨)

第1条 この告示は、ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策基本方針に関する事項
- (2) 人権啓発、人権教育に関する事項
- (3) 人材の育成・確保に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 人権に係る機関の職員
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び運営)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に開催される推進会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、人権担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会設置要綱（令和3年南相馬市告示第173号）は、廃止する。

附 則（令和5年12月9日告示第222号）

この告示は、公布の日から施行する。

〇ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例

令和5年7月3日
条例第20号

前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれている1948年の「世界人権宣言」において、基本的人権尊重の原則が定められています。

1965年「人種差別撤廃条約」では、あらゆる形態及び表現における人種差別を全世界から撤廃すること、1979年「女子差別撤廃条約」では、女子に対するあらゆる形態での差別を撤廃すること、1989年「児童の権利条約」では、子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障すること、2006年「障害者権利条約」では、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とするなど、基本的人権の保護促進のため国際的な取組が進められてきました。

2015年の国連持続可能な開発サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「人や国の不平等をなくそう」など、17の国際目標を定められました。

このような国際的な人権保護促進の取組がなされてきましたが、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害等はいまだに存在しています。更に近年はインターネットの普及による誹謗中傷の増加、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ等の性的マイノリティへの人権侵害等が問題となっています。

本市においては、平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)により多くの尊い命が失われ、また、多数の市民が市外への避難を強いられました。市や市民に対し全国から温かい支援が寄せられた一方、原発事故の被災者がいわれのない偏見や差別を受けることもありました。

加えて、東日本大震災以降、近隣自治体から避難してきた方、国内外から復旧・復興に携わる方、新たに挑戦する方など、新たに多くの方々が生活を営んでおり、本市の復興を更に進めていくためには、お互いを理解し、尊重しあう意識の醸成が重要となっています。

このことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言するとともに、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、不当な偏見、差別及び人権侵害を根絶するとともに、市民の人権の尊重の理解を深め、全ての人がお互いを思いやる人権意識の土壌と基盤づくりを醸成し、多様性を互いに認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、全ての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めると

ころによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者

(2) 事業者 市内に事務所を有し、若しくは市内で事業活動を行う個人、法人又は団体
(基本理念)

第3条 この条例は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。

(1) 性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的マイノリティ、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない。

(2) 全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、市民によりそい必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 市は、人権施策を推進するに当たっては、国、県、市民及び事業者との連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、学校、職域、その他様々な場及び機会において互いに認め合い、不当な差別が行われないよう努め、人権意識を高めるとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権に配慮し、不当な差別の解消に努め、事業活動に関わる人の人権を尊重する心をはぐくむとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

(人権教育)

第7条 市は、家庭、地域、学校、職域、その他様々な場における様々な人権問題について正しい理解を深めるための人権教育の推進を図るものとする。

(人権啓発)

第8条 市は、市民及び事業者に人権に対する理解と意識の向上を図るため、メディア等を活用した人権啓発を行うものとする。

(相談・支援体制)

第9条 市は、差別その他の人権侵害による被害者（以下「被害者」という。）のための相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、国、県、市民及び事業者と連携し、被害者の支援に必要な支援体制の強化を図るものとする。

(人材の育成・確保)

第10条 市は、国及び県と連携し、市職員、相談員、教職員、医療・福祉関係者等に対し研修を行うことにより、被害者の支援体制強化に必要な人材の育成、確保に努めるものとする。

(人権施策基本方針の策定)

第11条 市は、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策基本方針を策定する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ともによりそい・はぐくむ南相馬市 人権条例条文解説

目 次

1. ともによりそい・はぐくむ南相馬市条例制定にあたり	1
2. ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例	2
前 文	2
第1条 目的	4
第2条 定義	4
第3条 基本理念	5
第4条 市の責務	6
第5条 市民の責務	7
第6条 事業者等の責務	8
第7条 人権教育	9
第8条 人権啓発	9
第9条 相談・支援体制	10
第10条 人材の育成・確保	10
第11条 人権に関する施策の推進	11
第12条 委任	12

1 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例制定にあたり

1 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例とは

市は「100年のまちづくり」にあたって、家族と友人とともに暮らすまちづくりを目指します。市民一人ひとりが個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

2 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例制定の背景・目的

2015年の国連持続可能な開発サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「人や国の不平等をなくそう」など、17の国際目標が定められました。

これまで世界人権宣言を始めとして、人権差別の撤廃条約等、国際的な人権保護促進の取組がなされてきましたが、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害等はいまだに存在しています。さらに近年はインターネットの普及による誹謗中傷の増加、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ等の性的マイノリティへの人権侵害等が問題となっています。

本市においては、平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により多くの尊い命が失われ、また、多数の市民が市外への避難を強いられました。市や市民に対し全国から温かい支援が寄せられた一方、原発事故の被災者がいわれのない偏見や差別を受けることもありました。

加えて、東日本大震災以降、近隣自治体から避難してきた方、国内外から復旧・復興に携わる方、新たに挑戦する方など、新たに多くの方々が本市において生活を営んでおり、本市の復興を更に進めて行くためには、お互いを理解し、尊重しあう意識の醸成が重要となっています。

このことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言するとともに、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

2 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例

前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれている1948年の「世界人権宣言」において、基本的人権尊重の原則が定められています。

1965年「人種差別撤廃条約」では、あらゆる形態及び表現における人種差別を全世界から撤廃すること、1979年「女子差別撤廃条約」では、女子に対するあらゆる形態での差別を撤廃すること、1989年「児童の権利条約」では、子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障すること、2006年「障害者権利条約」では、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とするなど、基本的人権の保護促進のため国際的な取組が進められてきました。

2015年の国連持続可能な開発サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「人や国の不平等をなくそう」など、17の国際目標を定められました。

このような国際的な人権保護促進の取組がなされてきましたが、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害等はいまだに存在しています。さらに近年はインターネットの普及による誹謗中傷の増加、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ等の性的マイノリティへの人権侵害等が問題となっています。

本市においては、平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により多くの尊い命が失われ、また、多数の市民が市外への避難を強いられました。市や市民に対し全国から温かい支援が寄せられた一方、原発事故の被災者がいわれのない偏見や差別を受けることもありました。

加えて、東日本大震災以降、近隣自治体から避難してきた方、国内外から復旧・復興に携わる方、新たな挑戦に挑む方など、新たに多くの方々が生活を営んでおり、本市の復興を更に進めていくためには、お互いを理解し、尊重しあう意識の醸成が重要となっています。

このことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言するとともに、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

【趣旨】

前文では、この条例を制定する趣旨や目的を明確にするため、条例制定の背景や目指すべきまちの姿、その実現に向け取り組んでいくための決意を定めています。

【解説】

はじめに、第1段落から第4段落で、1948年の「世界人権宣言」や1965年の「人種差別撤廃条約」、1979年の「女子差別撤廃条約」、1989年の「児童の権利条約」、2006年の「障害者権利条約」についてと国際社会の目標である持続可能な開発目標（SDGs）での国際的な人権保護促進の取組について触れ、国際的な取組があっても、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害が存在していること、また、近年のインターネットの普及による誹謗中傷の増加や新型コロナウイルス感染症などの疾病を理由とした偏見、LGBTQ¹等の性的マイノリティへの人権侵害等があることを記述しています。

第5段落では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、本市のおかれた現状として、多くの人命が失われたこと、原発事故により多くの市民が避難を強いられたこと、また、市や市民へ支援が寄せられた一方で、原発事故の被災者がいわれのない偏見や差別を受けた事実についても記述しています。

第6段落では、東日本大震災以降、近隣自治体からの住民の避難、復興及び原子力発電所事故による除染などに携わる作業員などの労働者や高齢福祉分野をはじめ様々な分野における外国人労働者、新たな挑戦に挑むための移住者など、多くの方々が本市に暮らすことになり、本市に関わる全ての方々とともに復興の歩みを進めて行く必要性についてを記述しています。

これらのことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言すること、市民一人ひとりが基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現を目的として条例を制定することを記述しています。

1 LGBTQとは・・・レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシャル（Bisexual：両性愛者）トランスジェンダー（Transgender：こころの性と体の性との不一致）、クエスチョニング（Questioning：性的指向や性自認がはっきりしていない・定まっていないどちらかに決めたくない等）の各単語の頭文字を組み合わせた性的少数者を表す言葉のひとつです。

(目的)

第1条 この条例は、不当な偏見・差別、人権侵害を根絶するとともに、市民の人権の尊重の理解を深め、全ての人がお互いを思いやる人権意識の土壌と基盤づくりを醸成し、多様性を互いに認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、全ての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目的とする。

【趣旨】

この条例を制定する目的を定めています。

【解説】

不当な偏見・差別、人権侵害を「根絶」という強い言葉により、認めないことを表しています。

本来、「人権」は、多様性を有する人それぞれにとっては、身近に感じるものですが、日常でほとんど「人権」を意識しない場合もあるのではないかと思います。

多様性とは、あらゆる違いのある背景を持つ人が存在していて、自分が人権に関わる様々な立場を持つ多様な存在であるということの意味しており、市民が人権を他人事と捉えず、様々な立場から人権を考えていくことが求められています。

人権がすべての人にとって基本的人権からなる普遍的なものであるということを理解し、個々の多様性を受容し、人権問題を多様な人の集合体である社会全体の問題として位置付けていくことも重要な課題であるといえます。

この条例の基本とする考え方としての目指すものとして、一人ひとりの多様性をお互いに認め合うことができ、みんなが生きやすい社会の実現を図ること目的としています。

なお、前文及び第1条、第4条、第6条で使用している「よりそい」「はぐくむ」の表記については、条例の名称に合わせ、平仮名としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者
- (2) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人、団体

【解説】

条例で使われるもののうち、特に言葉の解釈を統一する必要がある用語について定めています。

(1) 市民

市内に住所を有する人、市内に住む人、市内で働く人、市内の学校等に通う人をいいます。

(2) 事業者

市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人や法人、団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。

(1) 性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的マイノリティ、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない。

(2) 全ての人々が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。

【趣旨】

市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念について定めています。

【解説】

日本国憲法第11条及び14条1項の下、基本的人権の保障と法の下での平等が定められていることを基に、本条例では、人権を尊重し、みんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的として、人権を侵害する行為をしてはならないことを規定しています。

これは、「全ての人」とあるように、市民だけでなく、市内に居住するすべての人、滞在する人、自然人のほか、法人も含まれることを表しています。

「その他の事由」とあるように、例示以外の事由であっても、人権全般に関して、全ての事由を理由とする「不当な差別や人権侵害」を禁止しています。それは、いかなる場面においても、理由の有無にかかわらず不当な差別や人権侵害を認めない社会の実現を目指しています。

また、人権を侵害する行為が起こる主な理由として、本条に性別以下のものを挙げています。

- ◆「性別」とは、男性と女性との別をいいます。
- ◆「年齢」とは、生まれながら、その時までの経過期間を年または年月日によって数えたものをいいます。
- ◆「障がい」とは、外部に存在する社会に多くある社会的障壁（バリア）によって作り出されたものをいいます。
- ◆「人種」とは、人間の皮膚の色をはじめ、頭髪、身長、頭の形、血液型などの形質的な特徴による区分単位をいいます。
- ◆「民族」とは、文化や出自を共有することからくる親近感を核として歴史的に形成された共通の帰属意識を持つ人々の集団をいいます。
- ◆「国籍」とは、一定の国家の所属員たる資格をいいます。
- ◆「信条」とは、宗教上の信仰や、人生観、世界観、政治観など、いわゆる思想上の信念をいいます。
- ◆「性的マイノリティ」とは、性的少数者を総称する言葉です。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、性同一性障害者などが含まれます。
- ◆「その他の事由」とは、記載された事由以外の事由をいいます。これにより、あらゆる事由が含まれます。
(例：職業、学歴、社会的身分、門地、疾病 など)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、市民によりそい必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 市は、人権施策を推進するに当たっては、国・県、市民及び事業者との連携を図るものとする。

【趣旨】

人権施策を進める上での市の責務と役割について定めています。

【解説】

第1項では、市が、基本理念に沿って、第7条以降の取組について、必要な施策、計画を進めていくと共に、市民と人権問題を共有し、問題解決に向けた相談体制の充実を図るなど、市政の全てにおいて本条例の趣旨を踏まえ総合

的に推進するという責務を明確にしています。

第2項では、第1項を推進するため、全ての市民、国・県、事業者が、共に人権施策、計画などを共有し、同じ認識・意識を持って連携し、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図る姿勢を表しています。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、学校、職域その他様々な場や機会において互いに認め合い、不当な差別が行なわれないよう努め、人権意識を高めるとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

【趣旨】

人権施策を進める上での市民の役割と協力について定めています。

【解説】

人権にかかる市民の認識を調査するため、市民意識実態調査を実施した結果として、「人権が改めて尊重されていると感じる場面」については、「人権が侵害された場合」や「人権が尊重されていない場合」に立ったときに、人権を意識することが多いのではないかと考えられ、アンケート調査から「人権が尊重されていない」という面より「何が人権なのか」・「具体的に身の回りにある人権問題」への意識が低いことが推察されています。このことから、全ての市民が、人権についての意識を共有して、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現を目指していくうえで、市の方針を踏まえ、家庭、地域、学校、職場など、社会生活全般にわたり、あらゆる場面、機会に際し、一人ひとりの多様性、置かれている立場を理解し、人権にかかわる不当な差別が無くなるような社会にする共通認識と人権意識を高めることを努力目標としています。

また、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすためには、市民一人ひとりの協力があつてこそ、より一層の推進が図られることから、市の施策への協力について規定しています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権に配慮し、不当な差別の解消に努め、事業活動に関わる人の人権を尊重する心をはぐくむとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

【趣旨】

人権施策を進める上での事業者等の役割と協力について定めています。

【解説】

全ての市民が、人権についての意識を共有して、人権の尊重されるまちづくりを目指していくうえで、市の方針を踏まえ、あらゆる場面、機会に際し、一人ひとりの多様性、置かれている立場を理解し、人権にかかわる不当な差別が無くなるように、従業員や事業活動に関わる人の人権を尊重する共通認識が持てるようにしていくことを努力目標としています。また、市が、人権に関する施策を推進していくためには、事業者の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、市の実施する人権に関する施策に協力することを規定しています。

障がい者に関しては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」においても、第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）において不当な差別や権利の侵害を禁止する規定がありますが、企業や事業者においては、従業員及び顧客の権利を守るために、研修を行う等の取組を行うことも考えられます。

事業活動において、長時間労働、正規・非正規雇用の待遇差、同一労働・同一賃金、性別・国籍による待遇差、パワーハラスメント、退職勧奨や不当労働などの問題に対しては、労働者の権利を保障するために様々な法整備がされていることから、これら事案に対して厳正に対処すべきですが、雇用されている立場である働く側は雇用主に対して働く側の権利・人権について主張しづらい環境にあります。さらに、働く側の人権侵害を防ぐために、働きやすい環境づくりの啓発を進めていくとともに、被害にあった際の相談体制及び救済措置の整備が求められています。

（人権教育）

第7条 市は、家庭、地域、学校、職域その他様々な場における様々な人権問題について正しい理解を深めるための人権教育の推進を図るものとする。

【趣旨】

人権に関する理解と意識の推進を図るための教育の取組について定めています。

【解説】

人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）の中で人権教育とは人権尊重の精神の涵養¹を目的とする教育活動をいいます。

学校教育においては、道徳の時間をはじめ、あらゆる場面で、人権を意識しながら教育活動が実施され、人権に関する知的理解をもとに豊かな人権感覚を醸成するための取組が行われていますが、アンケート調査では、様々な人権への理解促進を図るためには、幼少期からの早い段階での人権教育の推進が求められており、子どもたちへの人権教育は有効ですが、一方、人権問題は幅が広いため学校教育だけに委ねるのではなく、家庭や地域、職域等のあらゆる場面で人権尊重に対する理解を深めるため人権教育の推進を図っていくことを定めています。

1 涵養（かんよう）とは・・・自然にしみこむように、養成すること。

（人権啓発）

第8条 市は市民、事業者に人権に対する理解と意識の向上を図るため、メディア等を活用した人権啓発を行うものとする。

【趣旨】

人権に関する理解と意識の向上のための啓発の取組について定めています。

【解説】

人権を尊重し、みんなが生きやすいまちの実現に向けては、全ての市民が人権の意義と共存の重要性を理解し、お互いに尊重していくことが求められます。

さらに、時代の変化に呼応し、LGBTQ等やジェンダーに関する人権、SNSに関する人権、ヤングケアラー等、新たな人権への関わりが問題となってきました。

市の市民意識実態調査でも、人権尊重の取組として、啓発をあげる傾向が多くなっています。

人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識の欠如が原因となっている場合が多くあると考えられるため、市民が人権に対する理解を深め、身近なものであると認識され、市民の人権意識の向上と定着を目的に、有効な手法を活用した人権啓発の充実が課題となりますが、幅広い年代における人権

意識の醸成にあたっては、メディアやITを活用するとともに、高齢者等にもわかりやすい方法を取り入れた啓発を実施するなど、全ての市民に浸透するよう、きめ細かで、多様な取組を推進していくことが大切です。

(相談・支援体制)

第9条 市は、差別その他の人権侵害による被害者（以下「被害者」という。）のための相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、国・県、市民及び事業者と連携し、被害者の支援に必要な支援体制の強化を図るものとする。

【趣旨】

人権に関する課題や問題に対しての相談・支援体制について定めています。

【解説】

第1項では、人権侵害を受けた市民への支援について、被害を受けた市民に対して相談体制の充実をしていくことで、支援につなげやすい仕組みづくりの構築が考えられることを記述しています。

第2項では、具体的な支援策については、第11条の基本方針により取り組んでいくこととなりますが、さらに、不当な差別を受けた市民に対する支援のため、国・県をはじめ、市民、事業者との連携強化を図ることを定めています。

(人材の育成・確保)

第10条 市は、国・県と連携し、市職員、相談員、教職員及び医療・福祉関係者等に対し研修を行うことにより、被害者の支援体制強化に必要な人材の育成、確保に努めるものとする。

【趣旨】

人権に関する取組を進めるための人材の育成と確保について定めています。

【解説】

人権に関する正しい理解を備えた専門的な知識・スキルを有する人材として、市職員及び相談員、教職員、医療・福祉関係者等が上げられ、これら職員等への研修や講習会の参加を促し、人材の育成・確保を図るとともに、関係する機

関が相互に連携・協力する仕組みや体制の構築が必要であると考えられます。

◆市職員

市の職員や市に付属する関係機関の職員を想定します。

◆相談員

市や市に付属する関係機関の相談員を想定します。

◆教職員

市内の幼稚園・保育所、小中学校、高等学校、専門学校等の教員、事務職員を想定します。

◆医療・福祉関係者等

医療従事者や高齢者施設、障害者施設、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所などの福祉に携わる職員などを想定します。

(人権施策基本方針の策定)

第11条 市は、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策基本方針を策定する。

【趣旨】

人権に関する課題について、市が取り組む基本的な方向性を示す基本方針を制定することを定めています。

【解説】

南相馬市が、東日本大震災及び原発事故という未曾有の災害を乗り越え、「100年のまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそう心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、市民が「人」を大切にし、個々の尊厳を守る意識を全ての市民が共有し、人権への理解や認識を正しく深めてもらう必要があります。

人権問題については、人権施策を総合的かつ効果的に推進することとなりますが、「基本理念」のほか、人権に関する市民意識実態調査結果の人権に関する課題や問題を踏まえ、南相馬市として、基本方針の位置付けを示すとともに人権問題の現状と課題に対する推進、人権啓発や教育の推進等、人権施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めていくものです。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

【趣旨】

人権に関する課題や施策でこの条例の施行をするにあたり、条例で定めるもののほか、必要な事項については、別に定めることとしています。

【解説】

条例の目的が恒久的に変わらず順守され遂行されていくことを見守ることが必要であり、実施される人権啓発や人権教育等を総合的に推進するため、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議」を別途要綱で定めることとしております。

令和8年度人権施策推進事業計画

	人権施策推進事業 (人権推進会議)
4月	<ul style="list-style-type: none"> 人権標語、ミニのぼり旗デザイン画募集(4/8~5/8) 企業における人権研修の募集 庁内連絡会議 4/27(月) 東庁舎第3会議室
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回人権推進会議 5/8(金) 東庁舎第3会議室 14:00~ ※委嘱状交付等 【新】インターネットやSNS等に関する人権侵害についての啓発 ※パンフレットを全中学生を対象に配布
6月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回人権推進会議(男女共同参画計画推進委員会との合同会議) 6/2(火) 東庁舎第1会議室 ※標語等の審査会、啓発チラシ(案)について、人権講演会について 性的マイノリティに関する職員研修会 6/22(月) 14:00~
7月	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する講演会 7/4(土) 予定(第3回人権推進会議) ※表彰式同時開催 7/3~9 南相馬市人権週間 のぼり旗設置 入選作品の掲示 原町火力発電所ライトアップ(レインボーカラー)
8月	
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 第4回人権推進会議(男女共同参画計画推進委員会との合同会議) 10/1(木) 東庁舎第1会議室 時間未定 ※次年度計画等について ボランティアフェスティバル
11月	
12月	
1月	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 庁内連絡会議 2/2(火) 東庁舎第3会議室 時間未定 第5回人権推進会議 2/10 東庁舎第3会議室 時間未定 ※人権推進計画中間報告の状況等
3月	

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る実績値

◆個別の人権課題への対応◆

1. 女性に関する人権

No.	事業名	指 標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備 考
1	男女共生推進事業	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	年3回	3回	・7/29 男女共同参画推進委員会学習会 ・11/23 男女共同参画講演会 ・2/5 男女共同参画推進庁内連絡会議学習会	2回	2回	・10/4人権推進会議と共催で『人権に関する講演会』を開催 ・2/9男女共同参画計画推進委員及び庁内連絡会議委員向け学習会を開催	2回	年2回	生涯学習課	推進委員会及び庁内連絡会議の学習会は今後合同開催を予定しているため、令和9年度の目標値の見直し
2	生涯学習推進事業	男女共同参画の出前講座の開催	0回	0回	令和6年度より出前講座にメニューとして追加	3回	0回		1回	年3回	生涯学習課	
3	男女共生推進事業	情報紙を活用した啓発	年2回	2回	11月、2月に情報紙を発行	2回	2回	9月、2月に情報紙を発行	2回	年2回	生涯学習課	情報紙「は～もにい」の発行
4	人権侵害に関する相談窓口の充実事業	人権相談会の開催	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	市民課	人権に関する相談件数が増えれば、相談会の回数増について再検討する
5	女性相談窓口	女性相談窓口の周知	広報等で周知を図る	広報等で周知を図った		広報等で周知を図る	広報等で周知を図る		広報等で周知を図る	広報等で周知を図る	市民課	
6	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	
7	こころの健康相談事業	こころの健康相談会の開催	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	健康づくり課	
8	ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパー 登録者数	310人	455人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	480人	535人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	560人	590人	健康づくり課	

2. 子どもに関する人権

No.	事業名	指 標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備 考
1	子どもの人権に関する研修会	子どもの人権に関する研修会の開催	0回	0回		年1回	0回		年1回	年1回	市民課 こども育成課 学校教育課	
2	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課 こども家庭課	再掲
3	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会の開催等	①代表者会議2回 ②実務者会議4回	①代表者会議2回 ②実務者会議4回		①代表者会議2回 ②実務者会議4回	①代表者会議2回 ②実務者会議4回		①代表者会議2回 ②実務者会議4回	①代表者会議2回 ②実務者会議4回	こども家庭課	
4	いじめ問題対策連絡協議会	いじめ問題対策連絡協議会の開催等	年2回	2回		年2回	2回		年2回	年2回	学校教育課	
5	人権教室	人権教室の開催	関係機関との連携を図る	人権擁護委員、弁護士等との連携を図った。		関係機関との連携を図る	人権擁護委員、弁護士等との連携を図った。		関係機関との連携を図る	関係機関との連携を図る	学校教育課	

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る実績値

3. 高齢者に関する人権

No.	事業名	指 標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備 考
1	虐待防止に関する事業	虐待を受けた高齢者の保護及び措置の実施	関係機関との連携を図る	関係機関との連携を図る		関係機関との連携を図る	関係機関との連携を図った。		関係機関との連携を図る	関係機関との連携を図る	長寿福祉課	
2	高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議	高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催	年 1 回	1 回	令和7年1月21日開催	年 1 回	年 1 回	令和8年1月6日開催	年 1 回	年 2 回	長寿福祉課 社会福祉課	
3	人権侵害に関する相談窓口の充実事業	人権相談会の開催	人権擁護委員による人権相談 月 1 回 弁護士による人権相談 月 1 回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月 1 回 弁護士による人権相談 月 1 回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月 1 回 弁護士による人権相談 月 1 回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月 1 回 弁護士による人権相談 月 1 回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月 1 回 弁護士による人権相談 月 1 回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月 1 回 弁護士による人権相談 月 1 回 特設人権相談会 6月・10月・12月	市民課	再掲
4	こころの健康相談事業	こころの健康相談会の開催	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	健康づくり課	再掲
5	ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパー登録者数	310人	455人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	480人	535人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	560人	590人	健康づくり課	再掲
6	南相馬市人権週間 の 制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	再掲
7	老人保護措置	老人福祉法に基づく介護施設への入所措置の実施	6人	3人		7人	3人	8人	8人	10人	長寿福祉課	
8	成年後見制度利用促進	成年後見制度の周知	年 1 回	1 回		年 2 回	南相馬市成年後見制度利用促進協議会開催 令和7年6月25日 令和8年2月17日	令和7年6月25日 令和8年2月17日	年 2 回	年 2 回	長寿福祉課 社会福祉課	
9	バリアフリーの整備	道路、公園、建物等のバリアフリー化	老朽化に合わせバリアフリーを実施	1公園 (原町運動公園野球場側)		-	2公園 西殿公園 サマノ前公園	公園トイレのバリアフリー化	老朽化に合わせバリアフリーを実施	老朽化に合わせバリアフリーを実施	土木課 都市計画課	※公園トイレのバリアフリー化を進めているが、目標値設定を定めていない。理由としては、トイレの老朽化に合わせて実施しているため。都市公園33公園のうち7公園が未改修となっている。 R6年度 1公園 R7年度 2公園 を予定。 ※市営住宅の入居者は、高齢世帯が増えており、市営住宅建替時には、高齢世帯に配慮したバリアフリー化への対応をする。

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る実績値

4. 障がいのある人の人権

No.	事業名	指 標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備 考
1	学習支援員の配置	障がい児に対する学習支援員の配置	32人	32人		32人	32人		34人	35人	学校教育課	
2	職員研修会	障がい者差別解消に向けた職員研修会の開催	年1回	1回		年1回	年1回	令和8年1月15日開催	年1回	年1回	社会福祉課	
3	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	再掲
4	こころの健康相談事業	こころの健康相談会の開催	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	健康づくり課	再掲
5	ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパー 登録者数	310人	455人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	480人	535人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	560人	590人	健康づくり課	再掲
6	高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議	高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催	年1回	1回	令和7年1月21日開催	年1回	年1回	令和8年1月6日開催	年1回	年2回	社会福祉課 長寿福祉課	再掲
7	成年後見制度利用促進	成年後見制度の周知	年1回	1回		年2回	南相馬市成年後見制度利用促進協議会開催	令和7年6月25日 令和8年2月17日	年2回	年2回	社会福祉課 長寿福祉課	再掲
8	学習機会の確保	障がい福祉に係る学習会の開催	年4回	各中学校において、総合的な学習の時間に「福祉」に関する内容を実施		各中学校において、総合的な学習の時間に「福祉」に関する内容を実施	各中学校において、総合的な学習の時間に「福祉」に関する内容を実施	各中学校において、総合的な学習の時間に「福祉」に関する内容を実施	年4回	年4回	学校教育課	
9	バリアフリーの整備	道路、公園、建物等のバリアフリー化	老朽化に合わせバリアフリーを実施	1公園 (原町運動公園野球場側)		—	2公園 西殿公園 サヤノ前公園	公園トイレのバリアフリー化	老朽化に合わせバリアフリーを実施	老朽化に合わせバリアフリーを実施	土木課 都市計画課	※公園トイレのバリアフリー化を進めているが、目標値設定を定めていない。理由としては、トイレの老朽化に合わせて実施しているため。都市公園33公園のうち7公園が未改修となっている。 ※市営住宅の入居者は、高齢世帯が増えており、市営住宅建替時には、高齢世帯に配慮したバリアフリー化への対応をする。

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る実績値

5. 外国人に関する人権

No.	事業名	指 標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備 考
1	国際理解教育の推進	多文化体験プログラムの実施	中学生海外研修の実施 オーストラリア研修 20名 シンガポール研修25名	中学生海外研修の実施 オーストラリア研修21名 シンガポール研修23名		中学生海外研修の実施 オーストラリア研修 20名 シンガポール研修25名	中学生海外研修の実施 オーストラリア研修11名 シンガポール研修9名 参加	オーストラリア研修 はR7.7.31～8.6渡航 シンガポール研修は R8.3.24～28渡航	中学生海外研修の実施 オーストラリア研修 20名 シンガポール研修25名	中学生海外研修の実施 オーストラリア研修 20名 シンガポール研修25名	学校教育課	
2	市発行動の多言語化事業	「やさしい日本語」の活用や多言語化	ふりがなの活用等	ふりがなの活用等		ふりがなの活用等	ふりがなの活用等		ふりがなの活用等	ふりがなの活用や 「やさしい日本語」 の活用	全庁	
3	相談通訳への対応	通訳の対応	ポケットークの配置	ポケットークの配置		ポケットークの配置	ポケットークの配置		ポケットークの配置	ポケットークの配置	全庁	
4	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	再掲
5	外国人活躍推進事業	一元的相談窓口の運営	相談窓口の運営	相談窓口の運営		相談窓口の運営	相談窓口の運営		相談窓口の運営	相談窓口の運営	商工労政課	

6. インターネット・SNS等に関する人権侵害

No.	事業名	指 標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備 考
1	道徳教育の推進	人権教育や情報リテラシー、情報モラル教育の実施	各校で実施	各校で実施		各校で実施	各校で実施	各校で実施	各校で実施	各校で実施	学校教育課	
2	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	再掲
3	人権侵害に関する相談窓口の充実事業	人権相談会の開催	人権擁護委員による 人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人 権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による 人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による 人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による 人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による 人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	市民課	再掲
4	正しいインターネット利用に関する啓発	インターネット利用に関する周知・啓発	広報等で周知を図る	未実施		広報等で周知を図る	広報等で周知を図る		中学生へリーフレット 配布及び研修会の 開催	広報等で周知を図る	市民課	

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る実績値

7. 性的マイノリティに関する人権

No.	事業名	指 標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備 考
1	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の推進	宣誓の登録者数	1件	0件		1件	0件		1件	4件	市民課	
2	性的マイノリティなどへの理解促進	性的マイノリティに関する講演会・講座等の開催	年1回	0件		年1回	3回	教頭会 1回 教職員(小中学校) 2回	4回	年2回	生涯学習課 市民課	小中学校対象とした講演会の開催
3	性的マイノリティなどへの理解促進	情報紙を活用した啓発	年1回	0回	テーマに沿った内容は取り上げなかったため	年1回	1回	「は～もにい」で家族のあり方やパートナーシップ等について取り上げた	年1回	年1回	生涯学習課	「男女共同参画通信」又は「は～もにい」にて取り上げることを予定する。
4	人権侵害に関する相談窓口の充実事業	人権相談会の開催	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	市民課	再掲
5	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	再掲
6	こころの健康相談事業	こころの健康相談会の開催	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	健康づくり課	再掲
7	ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパー登録者数	310人	455人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	480人	535人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	560人	590人	健康づくり課	再掲
8	職員研修事業(ハラスメント防止研修)	ハラスメント防止研修会の開催	年1回	3回	①新採用職員研修 ②性的マイノリティに関する研修 ③ハラスメント防止研修	年1回	2回	①新採用職員研修 1回 ②性的マイノリティに関する研修 1回	年1回	年1回	総務課・市民課	
9	人権尊重認定事業所等制度の導入	人権に関する取組みを行っている事業所数	1事業所	1事業所		2事業所	0件		3事業所	5事業所	市民課	MY人権宣言等
10	学校での性的マイノリティなどへの理解促進	専門的な性教育の実施	関係機関との連携を図る	未実施		関係機関との連携を図る	市内2校で講演会を実施	福島大学教育推進機構 准教授 前川直哉	関係機関との連携を図る	関係機関との連携を図る	学校教育課	
11	教職員の研修	性的マイノリティに関する講演会・セミナー等の開催	関係機関との連携を図る	未実施		関係機関との連携を図る	教頭会にて講演会を実施 教頭17名参加	「多様な性と性的マイノリティ」 福島大学教育推進機構 准教授 前川直哉	関係機関との連携を図る	関係機関との連携を図る	学校教育課	

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る実績値

8. 犯罪被害者やその家族に関する人権

No.	事業名	指 標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備 考
1	人権侵害に関する相談窓口の充実事業	人権相談会の開催	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	市民課	再掲
2	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	再掲
3	相談窓口の設置	犯罪被害者等支援に関する相談窓口の設置	担当課窓口を設置	担当課窓口を設置		担当課窓口を設置	担当課窓口を設置		担当課に窓口設置	担当課窓口を設置	生活環境課	再掲
4	犯罪被害者等見舞金等支給事業	犯罪被害者等見舞金等の支給	速やかな支給に努める	1件		速やかな支給に努める	0件		速やかな支給に努める	速やかな支給に努める	生活環境課	
5	こころの健康相談事業	こころの健康相談会の開催	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	健康づくり課	再掲
6	ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパー 登録者数	310人	455人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	480人	535人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	560人	590人	健康づくり課	再掲

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る実績値

9.働く人に関する人権

No.	事業名	指標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備考
1	職員研修事業（ハラスメント防止研修）	ハラスメント防止研修会の開催	年1回	3回	①新採用職員研修 ②性的マイノリティに関する研修 ③ハラスメント防止研修	年1回	2回	①新採用職員研修 1回 ②性的マイノリティに関する研修 1回	年1回	年1回	総務課・市民課	再掲
2	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	再掲
3	こころの健康相談事業	こころの健康相談会の開催	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	健康づくり課	再掲
4	ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパー 登録者数	310人	455人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	480人	535人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	560人	590人	健康づくり課	再掲
5	人権侵害に関する相談窓口の充実事業	人権相談会の開催	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	市民課	再掲
6	人権尊重認定事業所等制度の導入	人権に関する取組みを行っている事業所数	1事業所	1事業所		2事業所	0件		3事業所	5事業所	市民課	再掲 MY人権宣言等

10. 新型コロナウイルス等の感染症（患者）に関する人権

No.	事業名	指標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備考
1	新型の感染症に関する理解促進	正しい知識の普及・啓発	広報・ホームページで感染症に関する適切な情報の提供	広報・ホームページで感染症に関する適切な情報の提供	感染症発生動向等により随時情報発信	広報・ホームページで感染症に関する適切な情報の提供	広報・ホームページで感染症に関する適切な情報の提供	感染症発生動向等により随時情報発信	広報・ホームページで感染症に関する適切な情報の提供	広報・ホームページで感染症に関する適切な情報の提供	健康づくり課	
2	こころの健康相談事業	こころの健康相談会の開催	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	健康づくり課	再掲
3	ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパー 登録者数	310人	455人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	480人	535人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	560人	590人	健康づくり課	再掲
4	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	再掲
5	人権侵害に関する相談窓口の充実事業	人権相談会の開催	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	市民課	再掲

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る実績値

1. 東日本大震災等の被災者に関する人権

No.	事業名	指 標	現状値 (令和6年度)	実績値 (R7.3.31時点)	説明等	目標値 (令和7年度)	実績値 (R8.3.31時点)	説明等	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和9年度)	担当課	備 考
1	人権侵害に関する相談窓口の充実事業	人権相談会の開催	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月		人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	人権擁護委員による人権相談 月1回 弁護士による人権相談 月1回 特設人権相談会 6月・10月・12月	市民課	再掲
2	南相馬市人権週間の制定	人権啓発活動	講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回		講演会の開催 1回	講演会の開催 1回	市民課	再掲
3	こころの健康相談事業	こころの健康相談会の開催	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	悩みや不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関や関係機関につなぐ。	精神科医師、心理士による個別相談の実施	精神科医師、心理士による個別相談の実施	健康づくり課	再掲
4	ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパー 登録者数	310人	455人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	480人	535人	身近な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で見守ることができるよう研修会を開催する。	560人	590人	健康づくり課	再掲
5	風評対策関連事業	サーフタウンPR	令和4年～8年度に本市で開催されるサーフイン大会の参加サーファー数延べ3,000人	1,396人	内訳 令和4年度 587人 令和5年度 44人 令和6年度 765人	160人	108人	Kitazumi Surf Festival 2025出場者	1,500人	令和8年度で終了	観光移住課	【復興庁】南相馬市 地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業 個票（様式1-5）の風評の払拭に関する目標「令和4年～8年度に本市で開催されるサーフイン大会の参加サーファー数延べ3,000人（震災前（平成18～22年度）7大会開催、延べ2,108人参加（※1））」※1 日本サーフィン連盟主催及びASP（Association of Surfing Professional）公認の大会参加者数を基に設定
6	風評対策関連事業	農林水産物等PR	ホームページで周知を図る	ホームページで周知を図る	農林水産物等の風評被害払拭を図る	ホームページで周知を図る	ホームページで周知を図る	農林水産物等の風評被害払拭を図る	ホームページで周知を図る	ホームページで周知を図る	農政課	再掲
7	地域の絆づくり支援事業	コミュニティ維持・活性化支援のための補助金交付	105件	78件		90件	78件		90件		くらし安全課・小高区地域振興課・鹿島区地域振興課	第三期復興・創生期間終了となる令和12年度まで継続予定。

人権標語及びミニのぼり旗デザイン画 審査スケジュール

4月6日の週に学校へ依頼及び用紙配布

4月8日～5月8日 募集期間

～5月18日 入力、一時審査（総合相談担当）

5月18日～20日 二次審査（部長・次長）

5月21日 三次審査のため委員へ郵送及びメール

5月27日 三次審査結果×切

類似作品検索等ここで行う

5月27日～6月1日 最終審査準備

標語印刷する

6月2日 最終審査

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等の提示により利用可能な行政サービス

※ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等を必ず提示してください。

R8.4.3時点

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問合せ先
納税証明書・課税所得証明書の交付	同一世帯の場合、委任状がなくても申請・交付の手続きができる。	市民課 24-5235
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金の支給を受けることができる。（犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに本市に住所を有する者。）	生活環境課 24-5240
市営墓地の承継申請	市営墓地の承継申請ができる。	環境政策課 24-5313
市営住宅への入居申込	市営住宅入居要件の一つである同居要件を満たす。所得要件や住宅困窮要件なども満たせば、入居申込みができる。	建築住宅課 24-5253
医療	症状の説明（インフォームドコンセント）の際の同席ができる。 *患者様本人が明確な意思を表示できる場合	総合病院 22-3181
結婚等新生活支援事業助成金*	結婚等に伴う新生活の住居費、引越費用、家具・家電購入費等の一部助成を受けることが可能。	こども家庭課 24-5229

パートナーシップ・ファミリーシップの有無にかかわらず、従来どおり利用可能な行政サービス

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問合せ先
教育・保育給付認定申請及び保育所等入所申込	パートナーの子どもが保育所等に入所する際には、同居かつその子どもを現に監護している状況であれば保護者として申請できる。	こども育成課 24-5242
母子健康手帳の交付	妊婦本人からの委任により申請・交付ができる。	
不妊治療支援	【事実婚のみ】 特定不妊治療に対する支援ができる。 （事実婚関係に関する申立書の提出が必要。）*申立書は様式あり。	こども家庭課 24-5218
乳幼児健診等	パートナーの子どもが乳幼児健康診査等を受診する際には、同居またはその子どもを現に監護している状況であれば保護者として受診することができる。	
要介護認定	対象者との関係を記載することで、代理申請ができる。	長寿福祉課 24-5334
介護保険 各種申請	対象者との関係を記載することで、代理申請ができる。	
家族介護者交流会の参加	高齢者を介護している家族として参加することができる。	長寿福祉課 24-5239
高齢者在宅支援	緊急通報システム事業などの申請をすることができる。	
災害見舞金・災害弔慰金	災害見舞金は同一世帯であれば、代理申請することができる。 災害弔慰金は葬祭を行う者（喪主）であれば受領することができる。	社会福祉課 24-5321

※ 各制度の詳細な内容は、担当部署へお問い合わせください。

ともによりそい、心をはぐくみ、

家族や友人、地域の全ての人とともに

夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現へ

ともによりそい・はぐくむ

南相馬市人権条例

令和5年7月3日施行しました！

条例制定の背景・趣旨

本市においては、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）が発生し、多くの尊い命が失われ、また、多数の市民が市外への避難を強いられました。この間、市や市民に対し、全国から温かい支援が寄せられた一方、未だに原発事故の被災者がいわれのない偏見や差別を受け、近年においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ等の性的マイノリティへの人権侵害等が問題となっています。

また、本市では、人権尊重の推進等を包含した条例がなかったことから、「南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会（以下「検討会」という。）」を設置し、市民意識実態調査による市の課題や人権条例制定の必要性について検討を重ね、検討会の中間報告で、「人権尊重の意識啓発や醸成を行うには人権条例の制定を行う必要がある。」とのご意見及び高校生との意見交換会で、「市の決まり事として、人権尊重を条例で示したほうが良い。」とのご意見をいただきました。

加えて、東日本大震災以降、近隣自治体からの避難者、復旧・復興事業者、移住者など、多くの方が本市において暮らしており、本市に関わる全ての方々とともに、復興の歩みを進めていく必要があることから、日本国憲法の定める基本的人権の尊重をまちづくりの基本とすることを認識するとともに、南相馬市第三次総合計画に掲げる「100年のまちづくり」を進めるため、市民一人ひとりが不当な差別や人権侵害を認めないという意識を持ち、個々の価値観や多様性などを理解しながら「ともによりそい、こころをはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現」を目指して、本条例の制定に至りました。

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 市民生活部 市民課 総合相談担当

TEL 0244-24-5297

FAX 0244-24-5347

メール shimin@city.minamisoma.lg.jp

詳しくは、南相馬市

ホームページを

ご覧ください。



南相馬市

市の取り組みについて

- ◆ 人権について正しい理解を深める教育、意識の向上を図る啓発の実施、また相談体制の充実や支援体制の強化を図ります。
- ◆ 全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策基本方針を策定します。

みんなができる一歩

- ◆ 一人ひとりが、それぞれ違うということをお互いに認め合いましょう。
- ◆ 思いやりを持ってともによりそい、人権尊重の心をはぐくみましょう。
- ◆ 不当な偏見や差別を行わないこと、またなくすことに努めましょう。
- ◆ 市が行う人権に関する施策に協力し、人権意識を高めましょう。

☆~~~~☆~~~~☆~~~~■ 条例の内容（抜粋） ■~~~~☆~~~~☆~~~~☆

（目的）第1条

不当な偏見・差別、人権侵害を根絶するとともに、市民の人権の尊重の理解を深め、全ての人がお互いを思いやる人権意識の土壌と基盤づくりを醸成し、多様性を互いに認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、全ての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目的とする。

（基本理念）第3条

この条例は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的マイノリティ、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない。
- (2) 全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。

（人権施策基本方針の策定）第11条

市は、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策基本方針を策定する。

詳しくは、南相馬市ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/shiminsodan/22795.html>

令和 8 年度人権に関する講演会の概要について（案）

日にち	未定	※講師都合により 4 月下旬に調整	
時 間	未定		
内 容	人権・男女共同参画に関する講演会	1 時間半程度 ※講師と前川直哉氏（虎に翼 監修）との対談	3 0 分程度
対象者	市民		
定 員	3 0 0 名		
参加費	無料		
申込方法	整理券配布	（市民課・生涯学習課）	
会 場	サンライフ南相馬	（原町生涯学習センター集会室）	
タイトル	未定	（講師依頼）	
講 師	吉田恵里香氏	（脚本家・小説家）	
講師プロフィール	詳細後日		
写 真	後 日		
主催	ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議		
	南相馬市男女共同参画計画推進委員会		
後援	南相馬市教育委員会		
問合せ	南相馬市	市民課（総合相談担当）	0244-24-5297
		生涯学習課	0244-24-5249